

法人のまはり

No.25

広報 2024



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
事業のご案内	
研修会	2～4
税に関する広報活動	4
自主点検チェックシート	5
インターネットセミナー	6
社会貢献活動〈税を考える週間講演会〉	7
租税教室	8～9
税の作文表彰式・親子税金教室	10～11
私達の主張「税の作文」	12～15
コラム	16～17
今治歴史散歩	18～19
税務署からのお知らせ	20～25
愛媛県からのお知らせ	26～27
今治市からのお知らせ	28～29

■表紙の写真

撮 影 地 多々羅展望台（上浦）
写真提供 公益社団法人 今治地方観光協会

法人 いまばり 広報第25号（春号）

令和6年4月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館 3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印 刷 第一印刷株式会社

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
 企業の発展を支援し
 地域の振興に寄与し
 国と社会の繁栄に貢献する
 経営者の団体である

今治法人会は、納税意識の高揚と企業経営・社会の健全な発展に貢献することを目的に、昭和33年に任意団体として設立以来、昭和51年に社団法人、平成25年に公益社団法人となった納税協力団体です。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事務所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、75万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和6年3月末の会員数は1574社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1、公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2、共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう!

令和6年度の予定です

(順次ホームページでお知らせします <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>)

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

(講師：今治税務署法人課
税部門担当官)

本年度の開催日予定

令和6. 6. 12(水)
8. 21(水)
11. 6 (水)
令和7. 1. 29(水)



無料

令和6年度
法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算期の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。税額は無料ですので、是非ご出席ください。
※当日は経営や税務に関する、有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0042 今治市旭町2-3-20
今治商工会館3階

クロージングアップ
①決算期にかかわらず、いずれの開催月でも出席可能といたしております。
②終了後、研修内容に関する質疑応答の時間を設けております。
③一般の方、個人事業主の方でも、ご参加できます。

- 会 場 今治商工会議所 3F研修室
- 講 師 今治税務署担当官
- 開催時間 各日共 13:30～15:00
- 研修内容 ・ ・ 会社の決算・申告の実務研修会
税制改正
チェックシート活用の説明

問合せ 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191

※ 駐車場は各自お手当てください。

開催日	対象決算期
令和6年 6月12日(水)	4月・5月・6月
8月21日(水)	7月・8月・9月
11月6日(水)	10月・11月・12月
令和7年 1月29日(水)	1月・2月・3月

研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
日程・場所の変更がある場合は、ホームページにてお知らせいたします。
そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご利用下さい。

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈自主点検チェックシート説明会〉 年4回

法人会自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスを向上させ、税務に関するリスクの軽減に役立つものです。活用方法について説明します。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)



無料

〈簿記講座〉 9～10月

記帳から決算まで短時間でマスターできる複式簿記初級コースです。現役の税理士の先生が豊富な実例を挙げて指導して下さるので実務に役立つ内容です。

(今治商工会議所共催)

令和5年度は

9月5日～10月24日(毎週火・金)
18:30～20:30 15回の研修でした。



無料

※別途テキスト代が必要ですが

〈経理担当者養成講座〉

11月

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識を、税理士の先生をお迎えし、わかりやすく解説していただきます。

日常会計実務（注意点）を集中して学べます。



無料

〈年末調整説明会〉

11月

税務署が行っていた「年末調整説明会」は、今治法人会で開催しております。

法人会では、年末調整事務等の疑問・質問の解決のお手伝いをします。

（講師：今治税務署法人課税部門担当官）



無料

〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉

1月

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です。



写真は令和5年度

今治税務署 合田税務署長をお招きして

『国税庁の業務

知っていますか？酒税行政について』

無料

〈新設法人研修会〉

1月

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

（講師：今治税務署法人課税部門担当官

愛媛働き方改革推進支援センター）



無料

* やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

* お問い合わせ 公益社団法人 今治法人会 (TEL 0898-31-8191)

〈研修会・税に関する広報活動〉

今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご利用下さい。



【税に関する広報活動】

成人式

新成人（今治市内1600人）に、納税義務や税の役割についての冊子「もっと知りたい税のこと」（財務省）を配付しました。



確定申告の広報活動

今年の確定申告の今治税務署窓口での相談・申告書の受付は令和6年2月16日（金）から3月15日（金）でした。毎年この時期に女性部会は、今治税務署玄関前に花のプランターを設置しています。



企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査

実施の有無 有 無

(法人会 自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート (国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組みしていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況

今治法人会会員
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。
また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

今治税務署内「今治法人会コーナー」ご紹介

今治税務署正面入り口から入ると右側に今治法人会コーナーがあります。

こちらにも、国税庁後援の「法人会 自主点検チェックシート」を
設置しておりますのでぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。



今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/imabari/>

今治法人会 **検索**で検索いただけます

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: ●●●●●● パスワード: ●●●●●● **ログイン**

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます



健康になる技術

～エビデンスに基づく健康習慣の作り方～



パブリックヘルスストラテジスト / 公衆衛生学者 / Down to Earth株式会社代表取締役 林 英恵



知れば安心！老後のマネー術

金持ち老後、貧乏老後 あなたはどっち？



有限会社中島財産コンサルティング
中島典子税理士事務所 代表 中島 典子



ビジネスマナー基礎講座



マナー・コミュニケーション研修講師
アカデミー・なないろスタイル 樋口 智香子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	一生使える「1分で伝わる」技術	沖本 るり子	32分	一般経営	NEW 経営環境の変化をチャンスに！ 中小企業を成長させる戦略とは？	西川 靖志	35分
	存在感で差をつける！ 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分		現代に活かす「戦国大名」 失敗の研究 第6編 徳川家康 (失敗を糧に最強の弱者の戦略)	瀧澤 中	80分
	スポーツ実況アナウンサーが教える！ 「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分		事業承継で地場産業を活性化 ～地方から日本を元気に～	小池 俊	45分
	あなたの会社は何点？ 働き方改革 整理整頓プロジェクトで生産性アップ！	藤岡 聖子	40分		中小企業の次なる一手 M&A を活用した成長戦略	和田 誠也	36分
	刑事メンタルで ピンチをチャンスに(10)	森 透匡	4分		新しい株式市場 東証TOKYO PRO Market とは	神田 邦夫	33分
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分	税務・財務	基礎からわかる「インボイス制度の 概要と電子帳簿保存法のポイント」 令和5年度制度改正 対応版	川口 宏之	107分
ライフスタイル	NEW 犯罪者に狙われにくい生活のコツ 第2回 簡単防犯対策	森 雅人	6分		初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	あなたの声を「ブランド」に ～人生を豊かにするポイストレーニング～	金丸 明日香	60分	人事労務 基礎講座	野澤 直子	98分	
	写真が楽しくなる フォトコミュニケーションのススメ	淵上 真由	32分	SDGs入門講座 ～親子でできる・家庭でできるSDGs～	福田 多美子	45分	

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで **TEL:0898-31-8191**

税を考える週間講演会

国税庁が毎年実施している『税を考える週間』に、税の意義や役割について理解を深めていただくため一般の方も参加していただける講演会を開催しています。

令和5年度 税を考える週間講演会を開催しました

令和5年11月17日（金） 今治国際ホテル

【第1部】「これからの社会と税」

講師：今治税務署長 合田 幸一郎 氏

【第2部】「ウクライナ戦争の現状と展望

—日本の安全保障に及ぼす影響—

講師：防衛研究所研究幹事 兵頭 慎治 氏



これまでの「税を考える週間講演会」実績

平成21年度	江口 克彦氏	(地域主権型道州制とは何か)
平成22年度	見城 美枝子氏	(21世紀は水と土の時代)
平成23年度	五木 寛之氏	(いまを生きる力)
平成24年度	岸 博幸氏	(政治の混迷と日本経済の展望)
平成25年度	石原 良純氏	(石原家の家族愛&自然への想い)
平成26年度	伏見 俊行氏	(朗読劇「未来へ」、中国・アジアでの税務対応)
平成27年度	永濱 利廣氏	(日本の財政・現状と展望)
平成28年度	須田 慎一郎氏	(いま起きていることこれから起こること)
平成29年度	長谷川 幸洋氏	(激動する世界 ~日本の針路を考える)
平成30年度	池谷 裕二氏	(AIと脳の未来)
令和元年度	飯田 泰之氏	(日本経済の今後と地域経済の課題)
(令和2~4年度 コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)		

本年度も「税を考える週間講演会」(11月)を予定しています。

「地域社会への貢献を目的とする事業」として一般の方にも聴講していただける講演会・セミナーを開催する予定です。詳細は「今治法人会ホームページ」でご案内いたします。

租 税 教 室

『今治市・越智郡租税教育推進協議会』は今治税務署、今治市・上島町の教育委員会、県市町の税務関係機関、納税関連団体（四国税理士会今治支部・今治法人会・今治間税会）などで構成された、「租税教育の推進と充実」を目的に租税教室への講師派遣や副教材の作成などの活動をしている団体です。今治法人会は協力団体として、今治市や上島町の学校で租税教室の授業を行っています。

〈令和5年度〉中学校7校

今治市立朝倉中学校（7月7日）

今治市立日吉中学校（10月12日）

今治市立桜井中学校（10月27日）

今治市立近見中学校（10月10日）

今治市立立花中学校（10月23日）

今治市立玉川中学校（10月11日）

今治市立西中学校（10月24日）



〈令和5年度〉小学校13校

今治市立桜井小学校 (6月5日)
 今治市立富田小学校 (6月12日)
 今治市立立花小学校 (6月15日)
 今治市立常盤小学校 (7月11日)
 今治市立乃万小学校 (7月14日)

今治市立別宮小学校 (6月8日)
 今治市立近見小学校 (6月13日)
 今治市立国分小学校 (6月22日)
 今治市立鳥生小学校 (7月12日)

今治市立波止浜小学校 (6月9日)
 今治市立日高小学校 (6月14日)
 今治市立清水小学校 (6月23日)
 今治市立吹揚小学校 (7月13日)



小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室

令和6年1月27日 今治国際ホテル

第16回小学生の税に関する作文 入選者表彰式

今治法人会が夏休みに募集した「第16回小学生の税に関する作文」（小学6年生対象）の入選者の表彰式です。今治税務署長・今治市長・各納税団体の代表より受賞者へ表彰状と記念品が授与されました。ご家族や来場者から盛大な拍手が送られ笑顔あふれる式となりました。



親子税金教室

表彰式終了後、「親子税金教室」を行いました。

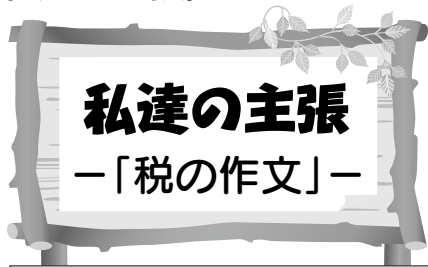
新型コロナウイルス感染症の影響で中止・縮小など制限が続いていた親子税金教室（税金クイズ）ですが、今年度は久しぶりに従来どおりに開催することができました。

『税務署をあらわす地図記号は』『オリンピックの報奨金には税金はかかるか』『小学生一人にどのくらい税金が使われているか』など、身近な税の問題にとっても盛り上がりました。

税金について考え興味を持っていただけたと思います。



「小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室」の様子は、今治CATVでニュースとして放送されました。広く市民の皆さんにもご紹介することができました。



私達の主張

—「税の作文」—

第16回小学生の税に関する作文 特選各賞受賞作品

今治税務署長賞

みんながはらう税金のおかげで

鳥生小学校6年(当時) 辻 愛依梨

「きつと天国のおばあちゃんが喜んでいるよ。」
学校や習い事で良いことがあると、いつも母は私にこう言います。
病気で亡くなるまで、祖母にたくさんほめてもらいました。

学校で税について学習したとき、私は子どもの医りよう費が税金でまかなわれていることに興味をもちました。調べてみると、国が指定した病気も税金でまかなわれていると聞いてありました。そのことを母に話すと、亡くなった祖母は、国が指定した難病を患い、みんながはらった税金のおかげで長い間、病気の治りようを続けることができたということを知りました。難病とは、原因が明らかでなく、治りよう法が確立してないまれな病気であり、長期に渡りよう養を必要とされる病気です。「難病医りよう費助成制度」という、法律で国が指定した難病においては、難病法に基づき、その治りように関わる医りよう費の一部を助成する制度を祖母が受けていたそうです。その治りようにかかるお金はみんなが納めた税金です。祖母の病気の治りよう費の負担を軽減させてくれたことに感謝の気持ちしかありません。もし、この制度がなかったら、母は治りよう費をかせぐため、たくさん働いて、それを感じた祖母はむすめに苦勞をさせたくないと思つて、治りようをあきらめていたかもしれない。祖母と過ごした九年間の大切な思い出も存在しなかつたかもしれません。祖母が生きる希望をもち続けて、最終まで家族とかけがえのない時間を過ごすことができたのは、みんなが必死で働いて納めた税金のおかげです。

「ひとりひとりが納めたお金が社会をより便利にする」それが税金の役割だと学びました。これからも、税金を正しく納めていきたいです。

愛媛県東予地方局長賞

日本の税率を考える

日高小学校6年(当時) 尾 澤 信

「日本の税金は高い」、そう思つていた。理由は物を買つたら10%も消費税に取られるなんて高いにきまつている。また日本は人口が少ないから一人あたりの税金は高いのではないかと勝手に見当をつけていた。

本当にそうなのだろうか。この作文を書くに当たり、外国と日本の税率の違いを調べた。国税庁のホームページを見て驚いた。日本はどちらかと言えば消費税、所得税、住民税ともに低い方だったからだ。逆に税金が高い国はデンマーク、ノルウェー、スウェーデンなど北欧の国々が多い。この三カ国はいずれも消費税率25%。いくらなんでも高すぎではなからうか。いやまてよ、この三カ国は世界で一番幸せな国ではなかつただろうか。税金が高いのになぜ幸せなのだろうか。調べてみた。

日経総合研究所の調べによると、デンマークは「世界一高い」税率だそうだ。しかし国民は不満を持つどころか、むしろ喜んでいていう。「え?なんで?」ますます疑問だ。

デンマークでは社会保障がとても充実しているという。教育費や医療、介護、年金制度がしっかりしているので、若者から高齢者まで全ての世代が生活に満足しており、働き方にも余裕があつて公平な社会が実現している。税金を払った分だけ、社会保障で返ってくるから、税金に不満が無いのだそうだ。

逆に日本の幸福度は53位。貧困の格差が深刻化し、社会支援を巡つて世代間対立が起きている。税率への不満も高く、増税案には激しい反対が起ころ。なぜなのだろう。

税金のことを知つていてと思つていても、実は知らないことがたくさんあることがこの作文を書いてわかつた。税金は自分を助けてくれていて、身近にあることを日本人はあまり理解していない。税金の使われ方をふくめて社会全体のありかたを考える時に来ている。

今治市長賞

温かいおくりもの

近見小学校6年(当時) 吉田有那

教科書の裏表紙を改めて見た。『この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。』という言葉。一冊一冊にこの言葉が書いている。私は、その言葉を別にも留めず、ただ大切にしようと思うだけだった。日本の小学校では、学年が変わる度に、無償で一人一人に教科書が配られる。しかし、外国の学校では、教科書が無償で一人一人に支給されることはほほえないらしい。ほとんど、教科書は使い回しで、教科書に直接書きこむことはできないらしい。直接の書きこみができないなんて、私にとっては信じられない話でとてもおどろいた。税金のおかげだと強く思い知った。

教科書は、教育費によって支給されている。その教育費は、小学生の私のために年間一人当たり約九十七万円をこえる。小学六年生の私にこれまで約五百八十万円も税金が使われている。教科書ばかりでなく、校舎、プール、机やイス、電子黒板や一人一台あるタブレットなど、学校にある多くのものが税金でまかなわれている。毎日食べる給食にも補助がある。小学校で税金が使われていないものを探し出すほうが大変なぐらい支えられている。私が、毎日楽しく充実した学校生活を送れているのは、税金のおかげだ。税金に対する感謝の気持ちがこみ上げてくる。

では、小学生の私にできることは何だろう。それは、当たり前だと思わず、教科書や学校の用具などを正しく大切に使うことだ。また、感謝の気持ちを忘れず、運動や勉強も一生けん命がんばることだ。それが、義務だと思う。

私には夢がある。先生になりたいという夢だ。私が夢をかなえた時に、生徒にこのことを伝えたい。教科書は、これからの日本を担う皆さんへの温かいおくりもの。

租税教育推進協議会会長賞

おもしろい税金

波方小学校6年(当時) 木村勇太

みなさんは、昔の日本や今の世界におもしろい税金があることを知っていますか。

昔の日本には、犬税という税金がありました。犬税とは、犬一頭につき金額を決めてはらっていた税金のことです。犬の種類や飼育地域、飼育目的によって税金をはらったり、税率を変えたりしていました。一頭につき年三百円の税金をはらっている県もありました。他にも動物税という税金があり、その中で代表的なのがうさぎ税です。明治時代の東京都ではうさぎ一羽につき、月に一円のうちうさぎ税をはらっていました。これらの税金は現在はなくなくなっています。今は物などに税金がかかっているけれど、昔は生き物に税金がかかっていたことにびっくりしました。

次に、世界のおもしろい税金について調べてみました。

一つ目は、ハンガリーのポテトチップス税です。この税金は、国民の肥満防止や健康が目的で作られた税金です。

二つ目は、イギリスの渋滞税です。この税金は、ロンドン中心部の道が混まないようにするための税金です。

三つ目は、アメリカのソーダ税です。肥満大国とも呼ばれるこの国で、糖尿病や肥満防止のために作られた税金です。

四つ目は、日本の入湯税です。この税金の使い道は環境衛生施設や観光振興に使われています。海外から来た観光客にとっては、ビックリするおもしろい税金です。

ぼくは、この作文を書く前は税金についてあまり知らなかったし、難しいイメージがありました。しかし、いろいろ調べてみると、国によって全くちがうおもしろい税金があることや、ぼくたちの生活に身近な税金がたくさんあることが分かりました。

これからは世界の国の税金と日本の税金のちがいを調べたり考えたりしてみたいです。

今治法人会では、今治市及び越智郡上島町内の小学6年生を対象に「小学生の税に関する作文」を募集しています。税の作文を書くことを通して税の大切さを知り、税への関心を持っていただきたいと平成20年度より始めました。第16回(令和5年度)は978作品の応募がありました。

本年度も第17回の募集を行います。
児童の皆さんと共に、世代をこえてみんなで税と社会の仕組みについて考えましょう。

四国税理士会今治支部長賞

税を身近に

九和小学校6年(当時) 八木夏芽

水泳大会の待機時間に、夏休みの宿題の話になった。「税の作文って何書いたらいいん？」

と言った子に、先生は、

「今日の大会にだって税は使われとるよ。そういうところから考えてみたら。」

とアドバイスしていた。私はどこに税が使われているのか考えつつ、自分の作文はどうしようと、心配になった。租税教室の時、税は身近にあるんだと習ったはずなのに、作文のテーマが思いつかなかったのだ。

母に話すと即答だった。

「それこそ、兄ちゃんの病院代の助成が始まるよ。中学卒業までから、高校卒業までに変わったけん、すぐありがたいんよ。」

難病を患っている兄は、定期的に通院が必要で、しかも医りよう費が高額なので助かるらしい。その他にも、給与明細の所得税や住民税のこと、五月に納めた自動車税のこと、ふるさと納税のこと、予防接種のことなど次々に話してくれた。思い出した、やっぱり税は、私の生活のあちこちにあった。買い物をするときには消費税を納める。お酒が好きな祖父は酒税を納め、父はゴルフ場利用税や入湯税を納める。納めた税は社会で活かされる。

納めた税と社会に活かされる税。

私はもらったおこづかいやお年玉を何に使うか考える。次に欲しい物、必要な物のためにいくら貯めておくか。そして使い方が正しかったか、ムダがなかったか、ふり返りもする。

税についても、興味を持って、知ろうとすることが大切だ。損得を知るためではなく、現状を知り、未来をよりよくするために。

新聞やニュースで伝えられる税金の話は、額が大きく人ごとのように聞こえる。でもそれらは、今日の買い物、今月の給与、今年の自動車税といったふ段の生活の積み重ねでできた社会の通知表だ。それらに興味を持ち続けることが大切だ。

今治間税会会長賞

「ゲーム税」と「お菓子税」

乃万小学校6年(当時) 神尾しおん

私は、「ゲーム税」と「お菓子税」があったら良いのではないかと考えました。なぜかというところ、ゲームはやらなくても命や生活にえいきょうがないからです。お菓子も同じ理由です。

まず、「ゲーム税」とはどのようなものかについて説明します。「ゲーム税」はゲーム機やソフトを買う時にかかります。ゲームをインストールしたりオンラインゲームを利用する時にもかかります。ゲームをすることで視力が低下したり、運動不足になったり、規則正しい生活ができなくなったり、睡眠不足になったりします。健康を保つために、長時間の使用はさけた方がいいと考えます。人と人との接する機会も減ってコミュニケーションも苦手になってしまふので、税金をかけることで制限できるのではないかと思います。

次に「お菓子税」について説明します。「お菓子税」は、主にスナック菓子やあめやチョコレートなどの生菓子以外にかかる税金です。保存料が入っているお菓子にかけること、お菓子の買い過ぎを防ぎます。お菓子を食べ過ぎて、野菜や果物などを食べない人が多いです。「お菓子税」をかけることで生鮮食品をしつかり食べるようになり、健康になると思います。

「ゲーム税」と「お菓子税」で皆が健康になると、医療費が減って、税金を別のことも使えるかもしれません。生鮮食品の売り上げが増えると、農業や漁業がさかんになって食料自給率も上がるかもしれません。ゲームをしていて時間別事にも使えるようになるので、働く人も増えます。

私はゲームもしないし、お菓子もあまり食べません。ゲームをしたい人はそれでもゲームを思うし、お菓子を買う人も同じように買うと思うので、ぜひたくという自覚を持つためにも良いと思つて提案します。

今治法人会会長賞

未来へつなげる税の使い方

常盤小学校6年（当時）**武田祐輔**

世界には税金というものがある。税金とは国民が国や、地方に納めるお金のことである。日本には多くの種の税金がある。所得税、消費税、たばこ税など日本には約五十種類もある。更に世界には渋滞税、ポテトチップス税などのユニークなものもある。そんな税について考えてみた。

税金は種類によって国と地方に納められる。税金は教育や生活を守ることに使われる。でも僕もつと使い方を工夫したり、新しい税を導入したりしたほうがいいと思う。それを二つ紹介する。一つ目は介護のことだ。今でも介護などに税金があてられているが、まだまだ足りないと思う。それにはわけがある。

それは少子高齢化の進行の速さに政策などがついていけないからだ。今、若い人が少なくお年寄りを守る人が少ない。だからもつとお年寄りをカバールしてあげられるような使い方にしてほしい。そうすることでもつと未来が明るくなると思う。

二つ目は新しい税金のルールだ。その名も「ボランティア減税」だ。今世界中で温暖化による災害が毎日起きている。そこではたくさんの方が命をおとし、たくさんの方が困っている。そんな人たちを助けるボランティア活動をする人をもつと増やしたい。そんな思いで考えた。ボランティア活動に率先して取り組んだ人の住民税を二〜三%減税するというものだ。そうすれば少しでもボランティアが増えて、国との信用も深まると思う。

税金は国のくらしを便利に豊かにするためにある。そんな税金をこれからも、もつと明るく夢のある未来になるために改善、新提案をしないといけない。そして今後生まれる、若い人たちにも税金のことや税金のありかたを語りつぐことが大切なんだと思う。

税の作文優秀校（学校賞）

【最優秀校】

日高小学校

【優秀校】

常盤小学校	乃万小学校
近見小学校	朝倉小学校
立花小学校	九和小学校
鳥生小学校	大西小学校
富田小学校	亀岡小学校





健診で血糖値が高いと言われたら？

一般社団法人 L u m e d i a

皆さんは健康診断や人間ドックなどで「血糖値が高い」と言われたことはありませんか？「血糖値が高い？糖尿病なのかな？」「これからどんな検査をするのかな？」「病院には行くべき？」などの疑問を抱える方は多いかと思います。

手もとに健康診断や人間ドックの検査結果はありますか？今回は検査結果の「血糖値」「HbA1c（ヘモグロビン・エー・ワン・シー）」の2か所を確認してみましょう。血糖値には主に「空腹時血糖値」と「随時血糖値」の2つがあり、食事やカロリーを含んだ水分を10時間以上食べたり飲んだりせずに検査を受けた場合の数値を「空腹時血糖値」、それ以外の血糖値は「随時血糖値」としています（参考文献①）。検査を受けた日、検査前にご飯を食べたかを思い出しましょう。また、「HbA1c」は検査前の約3か月間の血糖値を反映した値です（参考文献②）。

さて、病院では糖尿病の診断はどのように行われるのでしょうか。糖尿病の診断基準は次のようになっています（参考文献③）。

1. 糖尿病型を2回確認する

「糖尿病型」とは、「空腹時血糖値126mg/dL以上」「ブドウ糖負荷試験（※）で2時間値が200mg/dL以上」「随時血糖値200mg/dL以上」「HbA1c6.5%以上」のどれかに該当する状態のことを指します。健診の結果と合わせて2回基準を満たせば、「糖尿病」という診断になります。ただし、HbA1cだけでは診断できず、必ず血糖値が基準を満たすことが必要です。まれにHbA1cは、正しい血糖コントロールを反映しない場合があるからです（参考文献②）。

※「ブドウ糖負荷試験」は主に病院で行う検査で、75gのブドウ糖を含んだ飲み物を飲んで、どれぐらい血糖値が上がるかを見るものです。血液検査は4～5回行いますが、ブドウ糖を飲む前と2時間後の結果を診断に用います。

2. 糖尿病型を1回確認し慢性高血糖症状の存在を確認する

糖尿病型が1回と、糖尿病の典型的な症状（喉の渇き、多飲、多尿、体重減少）の存在か糖尿病性網膜症（目の所見）があれば、それだけで糖尿病の診断となります。糖尿病性網膜症はほとんどの方が症状はなく、眼科での診察が必要です。

意外に思われるかもしれませんが、尿中に出る糖である「尿糖」は診断には用いません。

以上のように、健康診断や人間ドックで引っかかった場合には病院を受診していただきたいのですが、受診までの間にできることはあるのでしょうか。糖尿病は種類によって根本の治療が大きく変わりますが、共通して言えるのは「シヨ糖（砂糖の主成分）を多く含んだ食品を控えたほうがよい」ということです。シヨ糖を多く含む飲食物の具体例としては、ジュースをはじめとした清涼飲料水があります。ジュースにはシヨ糖が多く含まれており、それによって血糖値が高くなるため、シヨ糖や果糖ブドウ糖液糖などが含まれているジュースは控えるのがよいでしょう（参考文献④）。

糖尿病はほうっておくと重大な合併症を引き起こす病気です。症状がなくてもほうっておかず、早めに病院を受診しましょう！その時には必ず健診の結果を持っていきましょう！

<まとめ>

- ・空腹時血糖値126mg/dL以上かつHbA1c6.5%以上の方は要精密検査です！
- ・血糖値が高いと言われたら、まず病院を受診しましょう。
- ・少なくとも受診まではシヨ糖（砂糖の主成分）を多く含むものを控えておきましょう。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

<参考文献>

- ①全国健康保険協会 健診のご案内
- ②American Diabetes Association Professional Practice Committee, Draznin B et al. 6. Glycemic Targets: Standards of Medical Care in Diabetes-2022. Diabetes Care. 2022 Jan 1;45 (Suppl 1):S83-S96.
- ③糖尿病診療ガイドライン2019 糖尿病診断の指針
- ④糖尿病診療ガイドライン2019 食事療法

【筆者紹介】一般社団法人L u m e d i a 誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「L u m e d i a（ルメディア）」を運営している。。

今治歴史散歩

大成経凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第35回は、江戸時代初期に伊予国府中（現、今治平野周辺）の海岸に築城された「拝志城」とその城下町の名残を歴史散歩したいと思います。

第35回 幻の拝志城と拝志の町並み

●関ヶ原の戦い後の伊予府中

1600年に起きた「天下分け目」の関ヶ原の戦いは、東西どちらの陣営についたかで大名たちの命運が決まりました。伊予府中を中心に7万石を領した国分山城主の小川祐忠は、小早川秀秋が陣取る松尾山麓で西軍として戦況を見守っていました。途中から東軍へ寝返るも、徳川家康の論功行賞で改易の処分となります。

当時の今治は、過去に伊予の国府が置かれたことで、府中という呼称が一般的でした。関ヶ原の戦い後、伊予国は東軍に属した板島（宇和島）城主・藤堂高虎と松前城主・加藤嘉明とが等しく半国ずつを分け合うこととなります。そのため、府中平野には両氏の所領が混在することになり、国分山城も折半されて廃城となりました。

そこで高虎は、来島海峡をにらむ沿岸に新たな城を築くことになり、養子の藤堂高吉を城代にすえます。嘉明もこれを牽制すべく拝志郷の浜に城を築き、弟の加藤忠明を城代としました。これが今治城と拝志城になります。しかし、高虎が今治を本拠とするのは、1608年夏に伊勢・伊賀へ転封となる直前の同年春のことで、今治城の整備は漸次進められていったようです。転封前の伊予で高虎が正月を過ごした場所は板島

が最も多く、江戸や大坂でも迎えていて、家康の意向を汲んで天下普請の城づくりに励んでいたようです。一方の嘉明は、道後平野で松山城の築城に励むこととなります。



拝志城下町の旧街路（今治拝志郵便局付近）



拝志城跡にある西方寺（今治市東村1丁目）



拝志騒動ゆかりの衣干山（今治市衣干町／衣干八幡大神社）

● 拝志城築城と拝志騒動

拝志城が築かれたのは、現在のワールドプラザがある場所（旧田窪工業所）で、小字として「城ノ台」という地名が残されています。地籍図などから、160m×100mの長方形で水堀に囲まれた単郭構造の平城だったようです。その城を中心に油町・苧屋町・長町・馬屋町・蔵屋敷などの小字が見られ、海岸線に平行な城下町だったことが現存する街路からも分かります。

その拝志城下で、1604年に今治領の藤堂家家臣が加藤家家臣に殺傷されるという事件が起

きます。知らせを受けた高吉は憤り、その報復として領界（竜登川）そばの衣干山まで軍勢を進めたようです。最終的に軍事衝突は回避され、幕府に裁可を仰いだところ、加藤家の非が認められました。城代の忠明は剃髪して京都嵯峨東福寺へ出家し、首謀者は切腹となりました。

この一件を「拝志騒動」といい、2つの大名が同居する府中平野の緊張感が読み取れます。一方、幕府からお咎めのなかった高吉に対して、高虎は宇和郡野村（現、西予市野村町）での蟄居を言い渡し、喧嘩両成敗としました。後継者候補だった高吉でしたが、1601年に高虎に実子・高次が誕生すると2万石を有する重臣待遇へと変わりました。高虎の転封後は、今治城主（城代）として府中の2万石を治めました。

● 堀部主膳と拝志城の破却

加藤忠明が去った後、城代となったのが堀部主膳でした。主膳は城下の繁栄を願い、領民に対してケンド（篩のこと）の生産を奨励したとされます。善政の影響か、拝志城跡に建立された西方寺にはその供養塔があり、旧城下の美保神社そばには主膳を祀る堀部神社もあります。やがて、1615年の一国一城令によって拝志城は廃止され、町奉行支配の町方扱いとなりました。

一方、松山城完成を目前とした1627年、嘉明は会津（現、福島県）へ転封となります。代わって蒲生忠知が松山藩を治めますが、嗣子なく病没してお家断絶となりました。そして1635年に家康の甥にあたる松平定行が松山15万石、その弟・定房が今治3万石（後、3万5千石）の大名として伊予に入部し、高吉は伊勢名張（現、三重県名張市）へ移封されました。これによって、府中地域の軍事的緊張は解消され、拝志の町は今治領に編入されたのです。

定房は拝志の浜より入国しますが、これは今治港の荒廃を物語っています。その港湾改修に必要な石材は、拝志城跡から調達されることになりました。3年かけて石垣を取り除き、転用されたようです。この結果、拝志は町奉行の支配となり、1694年からは代官支配の在郷町に移管されます。その拝志町の北が喜田村、東が東村（寺河原）という位置関係となり、いつしか城下町の記憶は人々の中から消えていきました。



堀部主膳の供養塔
（西方寺境内／施主は拝志町）

～ 源泉徴収義務者の皆さまへ ～
国税庁からのお知らせ

令和6年分の所得税における
定額減税特設サイトを開設しました。

令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合に実施する「令和6年分所得税の定額減税」に関する特設サイトを国税庁ホームページに開設しました。

令和6年6月以降に給与の支払者（源泉徴収義務者）の皆さまに行っていただく定額減税制度の詳しい情報やQ & Aなどを掲載していますので、ぜひご覧ください。

なお、掲載情報については、随時最新情報に更新します。

特設サイトはこちら ⇒



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 読み上げ・文字拡大 使用方法 ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ
▶ 音声読み上げツール起動

ホーム	税の情報・手続・用紙▶	刊行物等▶	法令等▶	お知らせ▶	国税庁等について▶
-----	-------------	-------	------	-------	-----------

ホーム / 利用者別に調べる / 源泉徴収義務者の方 / 定額減税 特設サイト

定額減税 特設サイト

このサイトでは、定額減税について解説したパンフレット、様式など、国税庁が提供している定額減税に関する情報を入手・閲覧できます。

〔注〕令和6年分所得税の定額減税については、「令和6年度税制改正の大纲」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定されたところです。この特設サイトは、同閣議決定において、「源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるように、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと」とされたことを踏まえ、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合の令和6年分所得税の定額減税の概要等をあらかじめ周知・広報するものです。

※ 定額減税に関する最新情報は随時掲載していきます。

利用者別に調べる

- ▶ 個人の方
- ▶ 法人の方
- ▶ 源泉徴収義務者の方
 - ・ 新着情報
 - ・ 税制改正等の情報
 - ・ 年末調整に関する情報
 - ・ 一般的な情報
 - ・ 専門的な情報

給与支払者向け定額減税説明会 開催日程等一覧表（今治税務署）

令和6年3月1日更新

- 現在開催を予定している説明会は以下のとおりです。
今後、随時更新することを予定しています。適宜、国税庁ホームページをご確認ください。
- 会場の収容人数の都合上、事前申込制で開催しています。
参加をご希望の場合は、国税庁LINE公式アカウントから事前申込をお願いいたします。
なお、定員に達した時点で、申し込みの受付を終了させていただきますので、予めご了承ください。

開催日	時間	会場	会議室等	会場の所在地	定員	主催	備考
R6.5.9(木)	13:30 ～ 14:30	今治商工会議所	3階 研修室	今治市旭町2丁目3-20	各30人	今治税務署 今治法人会 今治商工会議所 今治市 上島町	◆駐車場は、台数に限りがあります。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。 ◆3月中旬に国税庁から送付したパンフレットをご持参ください。 (会場にも準備していますが、数に限りがあります。)
R6.5.14 (火)		今治商工会議所	3階 研修室	今治市旭町2丁目3-20			
R6.5.21 (火)		今治税務署	大会議室	今治市常盤町4丁目5番地 1			

問1 LINE を通じた事前申込はどのようにすればできますか。

- まずは、国税庁 LINE 公式アカウント (LINE ID「@kokuzei」) を友だち追加してください。
- その上で、国税庁 LINE 公式アカウントのトーク画面にある「申告相談又は説明会出席の申込」ボタンから手続を行うことができます。
- なお、LINE による事前申込を行っていただく場合には、ご利用端末の OS (オペレーティングシステム) が iOS 又は Android であることが必要です。
それ以外の OS の場合については、ご利用いただけませんので、OS が iOS 又は Android であるスマートフォンやタブレット端末からご利用ください。

問2 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加する方法を教えてください。

- 以下の QR コードを読み込んで友だち追加するほか、LINE の「ホーム」メニューで、「国税庁」又は「@kokuzei」を検索する方法でも友だち追加できます。

国税庁
LINE 公式アカウント

友だち追加



友だち追加はこちら

システム導入
が難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月**からはどうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月**からは消さずに保存する必要があるのね。



そのとおりです。
電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。



- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

- (2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「有恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます





令和6年4月から

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

自動ダイレクト

が始まります!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[👉](#)
2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

✿ 受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは①

1 私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
1 引落日	令和6年5月10日
納付金額	1,000円
引落口座	国税銀行 普通預金 1234567890123

フォルダ選択

受信通知の指納先フォルダ	フォルダ選択
未選択(共通フォルダ)	<input type="button" value="フォルダ選択"/>

2

①チェックボックスにチェック！

②送信をクリック！



自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落を行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

3

③確認してクリック！

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

4 送信まで終わったら

● 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

● 納付日に自動引落し
法定納期限当日（又は翌取引日※）に、自動で口座から引き落とされます（操作は不要）。
※法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されず。

令和6年度の自動車税種別割の納期限は 令和6年 5月31日(金) です！



手のひら県庁（えひめ電子申請システム）サービス開始！

インターネットやスマートフォンを使用して、夜間・土日・休日でも住所変更の届出が可能になりました。
えひめ電子申請システム（手のひら県庁） https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_initDisplay.action

自動車税種別割のQ & A

Q 1 他人に譲った自動車の自動車税種別割納税通知書（以下「納税通知書」）が届いたのですが？

A 自動車税種別割は、4月1日現在の所有者がその年度分を全額納めることとなります。3月31日までに名義変更されていないと翌年度も課税されますので、運輸支局で移転登録をしてください。

Q 2 車検が切れている自動車にも税金はかかるのですか？

A 運輸支局で抹消登録の手続きをしないと、いつまでも自動車税種別割がかかります。抹消登録をすると、翌月以降の税金が月割りで還付されます。

Q 3 納期限を過ぎたらどうなるのですか？

A 納期限を過ぎますと、納める税額のほかに原則として延滞金がかかります。納付に応じただけでない場合は、地方税法に基づき差押等の厳正な滞納処分を行うこととなりますので、十分注意してください。

Q 4 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが？

A 住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変わりません。納税通知書は、原則として車検証の住所地に送付されますので、運輸支局で住所変更（変更登録）の手続きをしてください。

なお、個人名義の普通自動車に限り、一時的に納税通知書の送付先変更を希望される場合は、県地方局に連絡していただくか、インターネットによる電子申請をお願いします。

※納税通知書の送付先変更に関する県のHP
<https://www.pref.ehime.jp/page/1652.html>

Q 5 税額が昨年度より上がっているのですが？

A グリーン化税制により、環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。



自動車税種別割の納付がより便利に！ ～いつでも・どこでも・かんたんに～



1. クレジットカード及びインターネットバンキングでの納付

パソコンやスマートフォン等からクレジットカード又はインターネットバンキングで納付ができます。
ウェブで『エフレジ 公金支払い』と検索、またはスマートフォンで下記の QR コードを読み込んでください。

※1台の納付につきクレジットカードは納付金額に応じて10,000円あたり110円(税込)、
インターネットバンキングは納付金額にかかわらず一律165円(税込)の決済手数料がかかります。



2. eL-QR (地方税統一QRコード) による納付

スマートフォン決済アプリから納付することができます。

利用したい決済アプリを起動し、納付書表面に印刷されている eL-QR (地方税統一 QR コード) を読み込んでください。

※利用できるアプリは、地方税お支払いサイトのスマートフォン決済アプリ一覧をご確認ください。(『地方税 スマホ』で検索)
→令和6年度からLINE Payの利用ができなくなりましたのでご注意ください。

※手数料はかかりませんが、アプリのインストールや利用時にかかる通信料は利用者のご負担となります。

※eL-QR (地方税統一 QR コード) が印刷されている納付書のみ利用可能です。(期限を経過した納付書は除く)

3. 口座振替による納付

口座振替をご希望の方は、金融機関等に備えております「口座振替納付届」によりお申し込みください。

令和7年1月末までに申し込んだ場合、**令和7年度分から**口座振替での納付になります。

注意事項

- ・口座振替による納付手続きをされている方は、上記1及び2での納付はご利用できません。
- ・自動車税種別割の納付確認の電子化により、車検を受ける際は、納税証明書の提示が省略できることから、**上記1～3の方法で納付した場合、領収書や車検用の納税証明書は送付されません。**なお、納付確認ができるまでに3週間程度かかりますので、納付後すぐに車検を受ける必要がある方は、納税通知書を使って金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付いただき、受領した納税証明書を車検時に提示してください。

詳しくは愛媛県のホームページをご覧ください

- ・クレジットカード・インターネットバンキング納付 <https://www.pref.ehime.jp/page/1634.html>
- ・スマートフォン決済アプリ <http://www.pref.ehime.jp/page/1692.html>
- ・口座振替 <http://www.pref.ehime.jp/page/1631.html>

【お問い合わせ先】

○自動車税種別割に関すること

東予地方局 課税課 ☎0897-56-1300

○自動車税環境性能割に関すること

中予地方局 課税課 ☎089-957-6621

○納付及び納税証明書に関すること

今治支局 税務室 ☎0898-23-2500

○自動車の登録等に関すること

愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076

※軽自動車については、市役所または町役場へお問い合わせください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

今治市の市税賦課徴収状況

今治市市税徴収状況

(単位：千円)

年度 税目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収入済額	収納率	収入済額	収納率	収入済額	収納率
個人市民税	6,948,624	98.73%	6,725,923	98.25%	6,903,779	98.25%
法人市民税	1,584,430	99.24%	2,469,773	99.62%	2,793,569	99.55%
固定資産税	10,487,536	97.96%	10,040,851	98.18%	10,190,818	98.24%
軽自動車税	592,809	96.77%	604,409	96.78%	625,691	96.96%
市たばこ税	979,829	99.997%	1,037,096	99.997%	1,088,859	99.997%
入湯税	3,748	100.00%	4,591	100.00%	7,182	100.00%
一般市税計	20,596,977	98.38%	20,882,643	98.42%	21,609,898	98.46%
現年課税分	20,451,845	99.28%	20,744,696	99.42%	21,509,532	98.46%
滞納繰越分	145,132	43.15%	137,947	39.31%	100,366	33.23%

(固定資産税には国有資産等所在地交付金、軽自動車税には環境性能割を含む)
 ※端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります。

個人市民税調定額

(単位：人・千円)

年度 区分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの		
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
令和2年度	8,994	31,480	62,868	220,038	6,559,075
令和3年度	9,002	31,508	62,434	218,518	6,333,256
令和4年度	8,763	30,671	61,670	215,846	6,576,133
令和5年度	8,441	29,544	61,739	216,086	6,437,262

課税状況調 (各年7月1日現在) による

法人市民税調定額

(単位：千円)

年度	申告件数 (件)	法人税割	均等割	計
令和2年度	5,886	1,086,238	499,092	1,585,330
令和3年度	5,921	1,960,438	507,392	2,467,830
令和4年度	6,079	2,286,501	511,017	2,797,518

固定資産税調定額

(単位：千円)

年度	土地	家屋	償却資産	計
令和2年度	3,092,852	4,269,736	1,976,932	9,339,520
令和3年度	3,041,822	4,004,045	1,911,232	8,957,099
令和4年度	2,986,714	4,268,025	1,973,240	9,227,979
令和5年度	2,950,679	4,426,916	1,938,997	9,316,592

(上記には国有資産等所在地交付金は含まない。令和5年度分は10月末現在)

軽自動車税（種別割）課税状況

（単位：台・千円）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
原動機付自転車	16,379	34,298	16,118	33,834	15,891	33,444
軽自動車	66,284	548,689	66,009	562,511	66,070	574,562
小型特殊	958	4,165	994	4,251	1,015	4,288
二輪の小型自動車	1,788	10,728	1,866	11,196	1,950	11,700
合計	85,409	597,879	84,987	611,791	84,926	623,993

（各年度4月1日現在）※端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります

市たばこ税調定額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売渡本数（本）	181,745,971	166,811,543	164,429,327	166,187,318
調定額（千円）	1,026,808	979,858	1,037,096	1,088,859

入湯税調定額

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数（人）	53,959	24,990	30,605	47,880
調定額（千円）	8,094	3,748	4,591	7,182

今治市の市税の徴収状況および主な税の調定額の推移は以上のとおりです。令和4年度の税収については、増収となりました。

市税についてのより詳しい内容は今治市市民税課ホームページに「市税概要」を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

市税のお支払いに関すること	納税課 0898-36-1512
固定資産税の課税に関すること	資産税課 0898-36-1511
住民税・軽自動車税その他市税の課税に関すること	市民税課 0898-36-1510

今治市への「ふるさと納税」寄付状況

「ふるさと納税今治」の状況

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数（件）	18,434	27,974	38,102	43,766
寄付額（千円）	623,242	844,946	1,066,228	1,164,030

ふるさと納税に関すること	i.i.imabari!推進課 0898-36-1554
--------------	------------------------------



M
a
r



SETOUCHI MINATO Marché

2024.4.14 SUN ~ 2025.3.23 SUN

■ 第2・第4日曜OPEN ■ 6~9月ナイトバルシェ



C
h
é

瀬戸内の「うまい！」に出会える海辺のマルシェ
おだやかな瀬戸内の海と島々、行き交う船。
獲れたてのお魚や新鮮なお野菜、タオルやお菓子など
特産品が盛りだくさん。
人と人との繋がりから生まれる美味しい輪が、
潮風心地よい今治港から広がります。



開催日時は公式HPから
<https://setouchi-mm.com>



せとうちみなとマルシェ各社スポンサー

IJC/アクトプラス/アリスタ・木曾/いづみ観光/一広/一宮運輸/イマダイコーポレーション/今治カントリー倶楽部/今治造船/今治タオル工業組合/愛媛県警備保障/愛媛総合警備保障/
エムエムハウス/大沢化学工業所/越智電気工事/越智電機産業/越智昇鉄工/越智智宗/河上工務店/川辺/五洋建設/GLAMPROCKしまなみ/坂本考弘税理士事務所/
さくら工業/三経プランニング/四国ガス/四国通建/四国溶材/四国溶材商事/しまなみ/スカイピア/杉の子会/スズヤ/セコム/瀬戸内しまなみリーディング/セトデン/双輝汽船/
第一印刷/太陽石油販売/TTL/東京海上日動火災保険/峠店につ〜/東予液化ガス/トミナガ不動産商事/西染工/伯方果果汁/波止浜興産/ハラプレックス/BEMAC/東町法律事務所/
藤高/藤本重機/プライム・ハラ/母恵夢本舗/ホダカーズ愛媛北/マイタウン新聞社/誠建設/眞鍋造機/丸栄タオル/丸山タオル/みずほ銀行/ワシ屋グループ/渡辺建設
アカマツ/一富士/いづも/今治空調設備/今治国際ホテル/今治コミュニティ放送/今治市管工事業協同組合/今治商工会議所/今治大成保温/今治薬剤師会/今治ヤンマー/A-GOLF RANGE/
愛媛汽船/愛媛信用金庫/大機タオル/キクガワ自動車/橋機紋織/くりの木不動産/ケイエーエヌ/コマ電設/コンテックス/近藤工業所/サ・ドアーズ/重松建設/四国アイビ/
しまなみプライムホテル今治/新来島どっく/世良建設/ティー・トレード/東京海上日動パートナーズ中国四国/東慶海運/東石/野間工務店/日浅/樽垣造船/広島銀行/フジグラン今治/
丸馬銘木/三菱UFJ銀行/明治安田生命保険/八木酒造部/吉源石油/リアラン

主催/せとうちみなとマルシェ実行委員会

問合先/せとうちみなとマルシェ実行委員会事務局(公益社団法人今治地方観光協会内)
〒794-0013 愛媛県今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3F
TEL:0898-22-0909 FAX:0898-22-0929 E-mail: info@setouchi-mm.com



周辺駐車場
情報ブック
ご使用にはMEGQEアプリの
ダウンロードが必要です。
ボランティア
スタッフ募集
2024年4月からの活動いただける
ボランティアスタッフ募集
2024年度
WEB広告募集
年間60万ページビューの
WEBサイトです。